

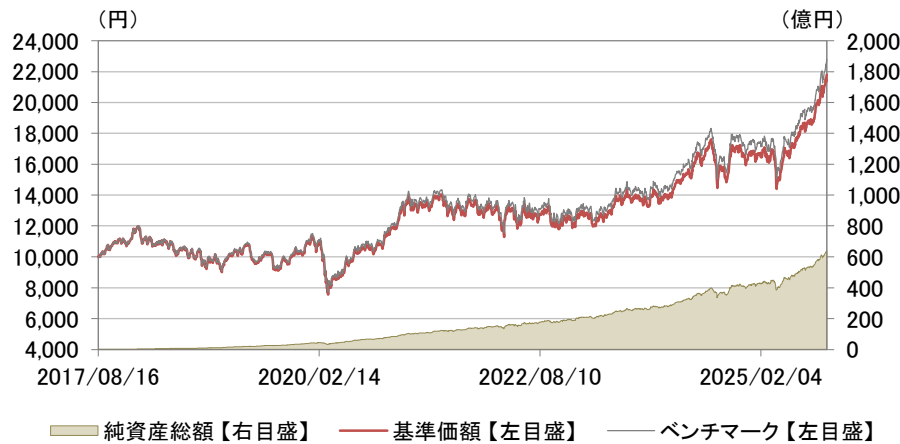
つみたて新興国株式

月次レポート

2025年
10月31日現在

追加型投信／海外／株式／インデックス型

■基準価額および純資産総額の推移



- ・基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の値です。
- ・信託報酬率は、後記の「ファンドの費用」に記載しています。
- ・ベンチマークは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)です。詳しくは、後記の「本資料で使用している指数について」をご覧ください。
- ・ベンチマークは、設定日前営業日を10,000として指数化しています。

■騰落率

	過去1ヵ月	過去3ヵ月	過去6ヵ月	過去1年	過去3年	設定来
ファンド	9.0%	16.9%	39.5%	28.0%	84.1%	118.2%
ベンチマーク	9.1%	16.6%	39.6%	28.4%	86.5%	127.8%

- ・実際のファンドでは、課税条件によってお客さまごとの騰落率は異なります。
- ・また、換金時の費用・税金等は考慮していません。
- ・設定来のファンドの騰落率は、10,000を起点として計算しています。
- ・分配金実績がある場合は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。

■基準価額および純資産総額

基準価額(1万口当たり)	21,817円
前月末比	+1,807円
純資産総額	640.09億円

■分配金実績(1万口当たり、税引前)

決算期	決算日	分配金
第8期	2025/06/25	0円
第7期	2024/06/25	0円
第6期	2023/06/26	0円
第5期	2022/06/27	0円
第4期	2021/06/25	0円
第3期	2020/06/25	0円
設定来累計		0円

- ・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

■資産構成

	比率
実質外国株式	100.0%
内 現物	98.5%
内 先物	1.4%
コールローン他	0.0%

- ・REIT、ETFの組み入れがある場合、株式に含めて表示しています。

■組入上位10カ国・地域

国・地域	比率
1 台湾	19.9%
2 ケイマン諸島	17.8%
3 インド	15.1%
4 韓国	12.5%
5 中国	10.4%
6 ブラジル	3.4%
7 サウジアラビア	3.1%
8 南アフリカ	2.9%
9 メキシコ	1.9%
10 アラブ首長国連邦	1.4%

■組入上位10業種

業種	比率
1 銀行	16.1%
2 半導体・半導体製造装置	15.8%
3 テクノロジ・ハードウェア・機器	9.8%
4 メディア・娯楽	7.3%
5 一般消費財・サービス流通・小売り	6.5%
6 素材	6.2%
7 資本財	5.1%
8 エネルギー	3.8%
9 自動車・自動車部品	3.3%
10 保険	2.8%

■組入上位10銘柄

銘柄	国・地域	業種	比率
1 TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	台湾	半導体・半導体製造装置	11.7%
2 TENCENT HOLDINGS LTD	ケイマン諸島	メディア・娯楽	5.2%
3 ALIBABA GROUP HOLDING LTD	ケイマン諸島	一般消費財・サービス流通・小売り	3.7%
4 SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	テクノロジ・ハードウェア・機器	3.4%
5 SK HYNIX INC	韓国	半導体・半導体製造装置	2.1%
6 HDFC BANK LIMITED	インド	銀行	1.3%
7 HON HAI PRECISION INDUSTRY	台湾	テクノロジ・ハードウェア・機器	1.0%
8 RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	インド	エネルギー	1.0%
9 XIAOMI CORP-CLASS B	ケイマン諸島	テクノロジ・ハードウェア・機器	0.9%
10 CHINA CONSTRUCTION BANK-H	中国	銀行	0.9%

組入銘柄数: 1,185銘柄

・表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。・原則として、比率は純資産総額に対する割合です。・コールローン他は未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。・国・地域は原則、法人登録地で分類しています。なお、ETF(上場投資信託)は参照インデックスに準じて分類しています。・業種は、GICS(世界産業分類基準)で分類しています。なお、ETF(上場投資信託)の業種は「ー」で表示しています。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

つみたて新興国株式

追加型投信／海外／株式／インデックス型

ファンドの目的・特色

■ファンドの目的

新興国の株式市場の値動きに連動する投資成果をめざします。

■ファンドの特色

特色1 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。

- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマーク(以下「対象インデックス」という場合があります。)とします。
- ・ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

特色2 主として対象インデックスに採用されている新興国の株式等(DR(預託証券)を含みます。)に投資を行います。

- ・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

※DR(預託証券)とは、Depositary Receiptの略で、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

特色3 原則として、為替ヘッジは行いません。

特色4 年1回の決算時(6月25日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- ・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ファンドの仕組み

- ・運用は主に新興国株式インデックスマザーファンドへの投資を通じて、新興国の株式等へ投資するファミリーファンド方式により行います。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの**運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。**

したがって、**投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク	一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。
為替変動 リスク	組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。
信用 リスク	組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。
流動性 リスク	有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。
カントリー・ リスク	新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

つみたて新興国株式

追加型投信／海外／株式／インデックス型

投資リスク

■その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

手続・手数料等

■お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
換金単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込不可日	次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行、香港取引所、香港の銀行の休業日 ※具体的な日付については、委託会社のホームページ（「ファンド関連情報」内の「お申込み不可日一覧」）をご覧ください。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合があります。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。
信託期間	無期限（2017年8月16日設定）
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃されたとき等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。
決算日	毎年6月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回の決算時に分配金額を決定します。（分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。） 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）およびつみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。NISAの概要等については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。

ご購入の際には、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

つみたて新興国株式

追加型投信／海外／株式／インデックス型

手続・手数料等

■ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料 ありません。

信託財産留保額 ありません。

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用
(信託報酬) 日々の純資産総額に対して、**年率0.3740%(税抜 年率0.3400%)**をかけた額

その他の費用・
手数料 監査法人に支払われるファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についてもファンドが負担します。
※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。
なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

■本資料で使用している指数について

・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

■GICS(世界産業分類基準)について

・Global Industry Classification Standard("GICS")は、MSCI Inc.とS&P(Standard & Poor's)が開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJアセットマネジメントが作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

●委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

加入協会: 一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

<ホームページアドレス> <https://www.am.mufig.jp/>

<お客さま専用フリーダイヤル> 0120-151034

(受付時間 営業日の9:00~17:00)

●受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

2025年10月31日現在

販売会社情報一覧表

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は下記の販売会社まで

ファンド名称: つみたて新興国株式

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○	○	
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○		
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○	○	
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○	○	
SMBC日興証券株式会社(ダイレクトコース)(※)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○	
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○	
FFG証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第5号	○		○
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○		
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第8号	○		
京銀証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第392号	○		
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○	○	
株式会社京都銀行(委託金融商品取引業者 京銀証券株式会社)	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○	○	
京都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第52号	○		
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○		
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○		
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○	○	
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	○	○	
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○	○	
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○		
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第5号	○	○	
静岡ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第10号	○		
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○		
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号	○	○	
荘内証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第1号	○		
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第61号	○		
大万証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第14号	○		
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○	○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○
株式会社東京スター銀行(インターネット専用)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第579号	○	○	
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第60号	○		
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○		○
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第15号	○		
南都まほろば証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第25号	○		
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○	○	○
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○	○	
株式会社八十二銀行(委託金融商品取引業者 八十二証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○	○	
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第21号	○	○	
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○		
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○	○	
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○	○	
広田証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第33号	○		
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○	○	
株式会社福岡中央銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第14号	○		
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○	○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○	○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○	○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○
丸八証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第20号	○		
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○	○	○
株式会社三菱UFJ銀行(委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○
株式会社宮崎銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第5号	○		
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○		
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第41号	○		

・商号欄に*の表示がある場合は取次販売会社です。・商号欄に(※)の表示がある場合は新規申込のお取扱いを中止しております。

2025年10月31日現在

販売会社情報一覧表

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は下記の販売会社まで

ファンド名称: つみたて新興国株式

商号	登録番号等		日本証券業協会	一般社団法人 日本 投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
株式会社ゆうちょ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第611号	○			
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
株式会社琉球銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第2号	○			

・商号欄に*の表示がある場合は取次販売会社です。・商号欄に(※)の表示がある場合は新規申込のお取扱いを中止しております。